

指定の一部の効力の停止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下、「法」という。)第50条第1項第6号の規定により、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者に対して指定の一部の効力を停止します。

記

1 対象事業者

(法人名) 株式会社 タートルサポート
(代表者) 代表取締役 塩本 裕治
(所在地) 大阪府柏原市玉手町18番50-611号 ドリーム松村式番館

2 対象事業所

(事業所名) かめほ一む
(所在地) 大阪府富田林市寿町四丁目6番44号
(事業種別) 共同生活援助

3 停止する指定の効力

指定の一部効力停止3月(新規利用者受入停止)
(令和6年6月28日から9月27日まで)

4 処分年月日

令和6年6月24日

5 指定の一部の効力を停止する理由

不正請求(法第50条第1項第6号)

令和5年6月から令和6年3月において、夜間支援体制加算(I)の算定要件を満たさない夜間支援従事者の配置であるにもかかわらず、当該加算を不正に請求し、受領していた。